

意見書

平成26年11月18日
三重県公共事業評価審査委員会

1 経過

平成26年11月18日に開催した平成26年度第4回三重県公共事業評価審査委員会において、県より湛水防除事業2箇所、地盤沈下対策事業1箇所、経営体育成基盤整備事業1箇所、中山間地域総合整備事業1箇所および広域漁港整備事業1箇所の審査依頼を受けた。

これらの事業に関して、担当職員から事業説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

2 意見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会としてとりまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

(1) 湛水防除事業 [県事業] 【事後評価対象事業】

501番 じょうなん 城南地区

504番 めいわ 明和第二地区

501番については、平成5年度に事業に着手し、平成19年度に完了した事業である。

504番については、平成12年度に事業に着手し、平成20年度に完了した事業である。

今回、審査を行った結果、501番、504番について、事業の効果については評価結果の妥当性を認める。

今後、同種の事業を行う場合には、事業目的等を地域住民に十分に理解してもらえよう、努められたい。

(2) 地盤沈下対策事業 [県事業] 【事後評価対象事業】

502番 じょうなん 城南地区

当該箇所は、平成5年度に事業に着手し、平成21年度に完了した事業である。

今回、審査を行った結果、事業の効果については評価結果の妥当性を認める。

今後、同種の事業を行う場合には、事業目的等を地域住民に十分に理解してもらえよう、努められたい。

(3) 経営体育成基盤整備事業 [県事業] 【事後評価対象事業】

503番 ^{すずかがわえんがん} 鈴鹿川沿岸2期地区

当該箇所は、平成15年度に事業に着手し、平成20年度に完了した事業である。
今回、審査を行った結果、事業の効果については評価結果の妥当性を認める。

(4) 中山間地域総合整備事業 [県事業] 【事後評価対象事業】

505番 ^{きなん} 紀南地区

当該箇所は、平成13年度に事業に着手し、平成21年度に完了した事業である。
今回、審査を行った結果、事業の効果については評価結果の妥当性を認める。

(5) 広域漁港整備事業 [県事業] 【事後評価対象事業】

506番 ^{しゆくたそ} 宿田曾

当該箇所は、平成6年度に事業に着手し、平成20年度に完了した事業である。
今回、審査を行った結果、事業の効果については評価結果の妥当性を認める。
なお、今後の社会情勢の変化に対応し、より一層事業効果が発現するよう、地域の漁業振興を図られたい。